

甲賀市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）
（第4期特定健康診査等実施計画）の策定について

1. 策定の趣旨

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において“国民の健康寿命の延伸”が重要施策とされ、平成26年3月に「国民健康保険に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部が改正され、保険者が健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施計画を策定することとされました。

現行の「甲賀市国民健康保険保健事業実施計画（第2期データヘルス計画）（第3期特定健康診査等実施計画）」の計画期間が令和5年度で終了することから、計画の評価、分析を行い、健康課題を的確に捉え、引き続き被保険者の健康の保持増進、生活の質の維持及び向上を図ることを目的として「甲賀市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）（第4期特定健康診査等実施計画）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国民健康保険法第82条に規定する保健事業の実施計画（データヘルス計画）及び高齢者の医療の確保に関する法律第19条に規定する特定健康診査等実施計画を一体的に策定するもので、「第2次甲賀市総合計画」に掲げたまちづくりのめざす将来像や基本目標を具現化する計画として位置付けされています。

また、「滋賀県国民健康保険保健事業実施計画」や「第3次健康こうか21計画」「甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」等関連計画との整合を図り、策定します。

3. 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6か年計画とします。

4. 策定体制

- (1) 甲賀市国民健康保険運営協議会に諮問します。
- (2) 計画作成段階においてパブリックコメント制度を活用します。
- (3) 計画の実効性を高めるため、庁内関係部署、滋賀県、滋賀県国民健康保険団体連合会、外部有識者等と連携・協力して策定を行います。

5. 策定のスケジュール

令和5年	4月～6月	現計画の分析・評価 特定健診等の結果やレセプトデータ等の健康医療情報 収集、課題分析
令和5年	7月	計画検討、素案作成
令和5年	8月31日	<u>甲賀市国民健康保険運営協議会に諮問</u>
令和5年	10月	市議会報告
令和5年	11月	<u>甲賀市国民健康保険運営協議会より答申</u>
令和5年	12月	市議会報告
令和6年	1月	パブリックコメントの実施
令和6年	2月	<u>甲賀市国民健康保険運営協議会に報告</u>
令和6年	3月	計画策定 市議会報告

データヘルス計画全体における目的・目標

○第3期データヘルス計画の目標

項目	目標	評価指標	計画策定時	第3期データヘルス計画					
			R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	目標 R11(2029)
A	特定健診受診率向上								
B	生活習慣の改善支援								
C	がん検診受診率向上								
D	糖尿病性腎症重症化予防								
E	特定保健指導実施率向上								
F	医療費適正化対策								

・県、連合会から案を提示
・健康課題に応じて市町が設定

○滋賀県・市町国保における共通目標の状況

	目標	計画策定時	第3期データヘルス計画					
		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	目標 R11(2029)
特定健診受診率	特定健診受診率							60%以上
	継続受診割合							75%以上
	新規受診者割合							19%以上
	3年連続未受診者割合							40%以下
	40歳代の健診受診率							19%以上
	50歳代の健診受診率							28.5%以上
	特定健診未受診者かつ医療機関受診なし者の割合							35%以下
情報提供実施率								100%
特定保健指導実施率								60%以上
受診勧奨判定値以上の者の医療機関受診率	受診判定値以上の者の医療機関受診率							60%以上
	上記のうち、別に定めるハイリスク者の勧奨・再勧奨実施率							100%
	上記のうち、別に定めるハイリスク者の医療機関受診率							80%以上

個別の保健事業

事業番号	事業名	重点・優先度
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

第4期甲賀市国民健康保険特定健康診査等実施計画

実施計画に記載すべき事項

特定健康診査等基本指針（※高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づく）

第三 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

- 一 達成しようとする目標
- 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項
- 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項
- 四 個人情報保護に関する事項
- 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項
- 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項
- 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項